

「70歳現役都市・浜松」共同宣言マークデザイン使用要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、「浜松市高齢者活躍宣言事業所」に認定された事業者が、「70歳現役都市・浜松」共同宣言マークデザイン（以下「マークデザイン」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用権限）

第2条 マークデザインは、浜松市高齢者活躍宣言事業所認定に関する実施要綱第5条により、認定された事業者が使用することができる。

（使用条件）

第3条 マークデザインを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- （1）マークデザインの品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる使用をしないこと。
- （2）特定の政治、宗教、選挙の活動に利用しないこと。
- （3）不当な利益を得るために利用しないこと。
- （4）法令や公序良俗に反する使用をしないこと。

（マークデザインの適正使用）

第4条 使用者は、マークデザインの使用に関してこの要綱を遵守し、マークデザインのイメージ、信用性等を損なうことがないように適正にしようしなければならない。

- 2 使用者はマークデザインの使用に関して、デザインが本来の意匠と同一性を損なわないようにするものとし、色の変更、縦横比率の変更、変形・回転等をしてはいけない。ただし、縦横比率を変えない拡大・縮小は可能とする。
- 3 前2項の規定に反する使用がされた場合は、浜松市は使用者に対し、是正を求めることができる。

（使用の連絡）

第5条 マークデザインを使用することを希望する者は、浜松市に対し、あらかじめマークデザイン使用連絡票（様式第1号）を提出すること。

（マークデザインの提供）

第6条 浜松市は、使用連絡票の内容を確認後、申請者に対してマークデザインのデータを提供する。

（使用の範囲）

第7条 使用者は、浜松市に申請をした物品に対してのみ、マークデザインを使用できる。

(使用料等)

第8条 マークデザインの使用者に対するマークデザインの使用料は無償とする。

(使用期限)

第9条 マークデザインの使用期限は「浜松市高齢者活躍宣言企業」認定の有効期間に準ずる。「浜松市高齢者活躍宣言企業」の認定が取消しとなった場合には、同時にマークデザインの使用承認も効力を失うものとする。

(使用の中止)

第10条 使用者は、浜松市へ連絡することなく、自由にマークデザインの使用を取りやめることができる。

(権利設定の禁止)

第11条 使用者は、マークデザインについて知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、使用に関する権利及び義務を第三者に貸与し、譲渡し又は継承させてはならない。

(紛争の解決)

第13条 使用者は、認証マークの使用に関して、第三者との間に紛争が生じた場合は、事故の責任と費用負担において解決するものとし、浜松市に対し、関与を求めないものとする。

(要綱の改正)

第14条 浜松市は、この要綱を改正することができる。この場合、マークデザインの使用条件その他使用に関する事項は、改正後の要綱が適用される。

附 則

この要綱は、令和元年6月5日から施行する。

「70 歳現役都市・浜松」共同宣言マークデザイン使用連絡票

(あて先) 浜松市長

令和 年 月 日

住所 (〒 -)		
企業、団体等の名称 (個人の場合は名前)		代表者
担当者	Tel	FAX
	E-mail 承認後、画像データをメールでお送りしますので、必ずご記入ください。	

- 下記のとおり申し込みます。
「浜松市高齢者活躍宣言事業所」に認定されたため、「70 歳現役都市・浜松」共同宣言マークデザインを、使用することを希望します。
- 「70 歳現役都市・浜松」共同宣言マークデザイン使用要綱の内容を理解し、同要綱に従うことに同意します。
- 使用する物品 (使用する物の名称を記入してください)

浜松市記入欄

記載しないでください

受付日	回答日・可否	承認番号	連絡先
/	可 / 不可		浜松市産業総務課 〒430-8652 浜松市中区元城町 103-2 TEL : 053-457-2115